

安心トータルサポート利用規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この安心トータルサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより安心トータルサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスのご利用にあたっては、以下の内容に同意いただく必要があります。

第2条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく本規約（別記を含みます。以下同じとします。）を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイトまたは当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また、改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
au one net	当社が定めるインターネット接続サービス契約約款又はF T T H サービス契約約款に定める、次のインターネット接続サービス、又はインターネット契約 (1) フレッツ対応サービス（タイプⅤ、タイプⅥ） (2) F T T Hサービス（タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ（コミュファ net に限ります。）） (3) アクセスコミュファ対応サービス
au one net 契約	当社から au one net の提供を受けるための契約
au one net 契約者	当社と au one net 契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
本ソフト	au one net 契約者の利用するパーソナルコンピューター等（以下「パソコン」といいます。）にインストールすることにより、当社

	オペレータが当該パソコンにリモートアクセスし、遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア。なお、本ソフトの動作環境は別記2（本ソフトの動作環境）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがあらかじめインストールされた契約者のパソコンを、契約者の要請に基づき当社オペレータが遠隔操作して、当該パソコンの設定変更、不具合の解決等を行うサービス。
オンラインパソコン教室	契約者の選択したカリキュラムに応じ当社が提供する教材に即して、契約者が本ソフトのインストールされた契約者のパソコンを操作する際に、当社オペレータが電話及び当該パソコンの遠隔操作により、契約者にアドバイスをを行うサービス。カリキュラムは別記4（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービス

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスには、電話によるお問合せ対応のほか、リモートサポート及びオンラインパソコン教室が含まれます。
2. 本サービスは、別記1（利用可能時間）に定める利用可能時間において利用できるものとします。
3. 本サービスにおいては、当社は、当社の提供する機器、サービスに関する問合せのほか、当社提供外の機器、ソフト等（別記3（サポート対象及びサポート内容）に定めるものに限ります。）に関する問合せに、当社の可能な範囲で対応するものとします。
4. 当社は、契約者に別記6（特典）に定める特典を付与するものとします。

第5条（利用環境）

当社は、契約者がパソコンを au one net に接続して利用している場合に限り、リモートサポート及びオンラインパソコン教室を提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

1. 当社は、1のau one net契約につき、1の本契約を締結します。
2. 契約者は、その本サービスに係るau one net契約者と同一の者に限ります。

第7条（契約申込の方法）

本契約を申込むau one net契約者は、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- (1) au one net契約においてau one net契約者に割り振られるセルフID、またはau ID
- (2) 契約者の氏名、住所、連絡先電話番号その他申込みの内容を特定するための事項

第8条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

第9条（本サービスの利用開始日）

当社は、au one net契約者による本契約の申込みを当社が承諾した日から、本サービスを提供します。但し、au one net契約の申込み（au one net契約の変更を含む。）と同時に本契約の申込みがあった場合は、当該au one net契約に係るau one netの提供開始日から、本サービスを提供します。

第10条（契約内容の変更）

1. 契約者は、第7条（契約申込の方法）第2号に基づき当社に届け出た事項の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条（権利の譲渡）

本サービスの利用権は、譲渡することはできません。

第4章 禁止行為

第12条（営業活動の禁止）

契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを用いて、営利を目的として本サービスを利用することができません。

第 13 条（著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切のサービス又は物品（本規約、各種ソフトウェア、ホームページ等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は第三者に帰属するものとします。
2. 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第 5 章 利用中止等

第 14 条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上又は工的事業上やむを得ないとき。
 - (2) 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
 - (3) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社が契約者による本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 15 条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のau one net契約その他の電気通信サービスの提供契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第12条（営業活動の禁止）、第13条（著作権等）及び第28条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が、過度に頻繁に問合せを行い、又はリモートサポート若しくはオンライン

パソコン教室の提供時間を故意に延伸する等、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。

(6) 本規約に違反する行為であって、本サービス又はau one net等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(7) 当社又は第三者に損害を与えたとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（契約者による契約解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知して頂きます。

第 18 条（当社による契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

1. 第15条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第15条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
2. 第7条（契約申込の方法）第1号に基づき当社に届け出たセルフID、またはau IDに係るau one net契約が解除された場合又は当該au one net契約において提供される電気通信サービスがau one net以外の電気通信サービスに変更されたとき。
3. 第16条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
4. 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

- (1) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- (4) 前三号のほか、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

第6章 料金

第19条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別記5（料金表）に定めるところによります。

第20条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、別記5（料金表）に定める月額利用料金の支払いを要します。なお、月額利用料金は、本サービスの利用開始日の属する月の翌月の初日から発生するものとします。
2. 本サービス契約が月の中で終了した場合であっても、上記利用料金は日割りしないものとします。
3. 本サービスの利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、契約者は、一か月分の月額利用料金の支払いを要するものとします。
4. 契約者は、オンラインパソコン教室を利用したときは、別記5（料金表）に規定するオンラインパソコン教室料金の支払いを要します。
5. 契約者は、オンラインパソコン教室で使用する教材を当社から購入したときは、別記5（料金表）に規定する教材の代金の支払いを要します。

なお、各カリキュラムの初回受講時に、当社が契約者に送付する教材については、当該代金の支払いを要しません。

第21条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第 22 条（料金等の支払）

1. 当社は、契約者に対し、au one netに係る料金の請求と合算して、別紙5（料金表）で規定する料金並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を請求するものとします。契約者は、当該請求書に記載された支払期限・支払方法等により、これを支払うものとします。
2. 当社は、契約者から支払いのあった料金について、支払期日の到来する債権から順に充当するものとします。

第 23 条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 7 章 損害賠償

第 24 条（免責事項）

1. 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスにおいて、契約者の問題・課題等を特定できること又は問題・課題等を解決できることを保証するものではありません。
3. 本サービスは、機器の販売事業者若しくは製造業者、ソフトウェアの販売事業者又はサービス提供事業者（以下併せて「メーカー等」といいます。）が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスを提供するメーカー等のホームページの紹介や、契約者自身による当該メーカー等への問合せ依頼に留まる場合があります。
4. 当社は、オンラインパソコン教室で提供するカリキュラムの内容に関し、契約者に完全に理解させることを保証するものではありません。
5. 当社は、当社オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。
6. 当社は、当社オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について、当社の責めに帰すべき事由による場合に限り、本料金の1か月分相当額を上限として、当該契約者に賠償するものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。
7. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自ら当該損害の賠償の責任を負うものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

8. 当社は、第13条（提供中止）、第14条（利用停止）、又は第16条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの提供中止、利用停止、又は本サービス提供の終了に伴い本契約者に生じる被害について、責任を負いません。
9. 自然災害、テロ行為、第三者による妨害等の当社の責めに帰すべからざる不可抗力に起因して発生した被害については、当社は一切責任を負いません。
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを、当社ホームページにおいてご案内します。

第8章 個人情報の取扱

第25条（個人情報の取扱）

1. 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得る場合があることについて、同意して頂きます。なお、当社は、当該情報を第三者に開示することはありません。
2. 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別記7（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第9章 雑則

第26条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。
 - (1) 契約者自身による本サービスの利用であること。
 - (2) 契約者において、本サービスを利用するにあたり用いる機器、ソフトウェア等、又は、当該ソフトウェアに係る正規のライセンス、プロダクトID 等、若しくはサービスの利用ID、パスワードその他の設定に必要な情報等が用意されていること。
 - (3) 契約者が、本サービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアを、その使用に係るライセンス契約に同意し、契約者のパソコン等にインストールすること。
2. 契約者が、リモートサポート又はオンラインパソコン教室を利用する場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - (1) リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - (2) リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコ

- ンに予め本ソフトがインストールされていること。
- (3) 契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、当社オペレータの遠隔操作を承諾すること。
 - (4) 契約者のルータ、セキュリティソフト等が当社オペレータと本ソフトがインストールされたリモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンの間の通信を遮断しないこと。
 - (5) 契約者が必要に応じて当社オペレータの指示に基づき操作を実施すること。
3. 前二項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) ウィルスその他の有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
4. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

第 27 条（設備等の準備）

契約者は、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、au one netの電気通信回線、その他の設備を、契約者の費用負担と責任において準備するものとします。

第 28 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に関し、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 29 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 30 条（紛争の解決）

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は、契約者の居住する地域の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別記

■別記1（利用可能時間）

本サービスの利用可能時間は、9:00～22:00（年中無休）とします。ただし、オンラインパソコン教室に係る講座の最終開始時刻は、20:00とします。

■別記2（本ソフトの動作環境）

《クライアント動作環境 Windows/Mac》

当社が別に定める当社ホームページに記載の動作環境に限ります。

■別記3（サポート対象及びサポート内容）

本サービスの主なサポート対象及びサポート内容は以下のとおりです。なお、本別記により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定めるところによります。

また、以下に定めるサポート対象及びサポート内容に該当する場合であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

①当社提供機器

モデム、ルータ、セットトップボックス等

②その他機器

パソコン本体、パソコン標準付属機器、各種パソコン周辺機器、LAN関連機器（LANカード、ルータ、ハブ、スイッチ、無線LANアクセスポイント等）、ロケーションフリー、IPセットトップボックス、等）

インターネットに接続可能な機器（スマートフォン、タブレット、ゲーム機、MP3プレイヤー、デジタルカメラ、等）

(2) サポート内容

au one netに係る電気通信回線と契約者のパソコン・テレビその他宅内機器等との接続、初期設定、その他基本的な操作方法、等

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- ・ OS (Windows・MAC)
- ・ ブラウザ・メール
- ・ メディアプレーヤ
- ・ セキュリティ対策ソフト

- ・ハガキ作成ソフト
- ・その他

(2) サポート内容

インストール方法、初期設定、その他個人での利用を想定した基本的な操作方法の案内

3. サービス

(1) 主なサポート対象

①当社提供サービス

通信サービス、メールサービス、等

②その他インターネット上の各種サービス

Webメールサービス、映像配信・交換サービス、音楽ダウンロードサービス、等

(2) サポート内容

各サービスの概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要の案内

■別記4（オンラインパソコン教室のカリキュラム）

オンラインパソコン教室のカリキュラムについては、当社が別に定めるところによります。

■別記5（料金表）

区分	料金額
月額利用料金	500円（税込550円）/月
オンラインパソコン教室	2,839円（税込3,122円）/1講座
教材代金	教材ごとに当社が別に定める価格

■別記6（特典）

1. 当社は、契約者が当社の「屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約」の別紙に定める機器等の取付、設定等（かけつけ設定サポート）の提供を受ける場合、基本設定費又は訪問費から2,000円（税込2,200円）を減額します。

■別記7（本ソフトが取得する情報）

契約者は、本ソフトを契約者のパソコンにインストールするにあたり、リモートサポート又はオンラインパソコン教室の利用時、当社オペレータが契約者の当該パソコンにリモートアクセスした時点で、契約者の当該パソコン、通信機器等から、次の各号に掲げる情報を当社が取

得することに、同意していただきます。

当該情報について、当社は、本規約第26条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。

1. 当該パソコンにインストールされているオペレーションシステムの種類、バージョン
2. 当該パソコンのマシン名
3. 当該パソコンのMACアドレス
4. 当該パソコンのハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
5. 当該パソコンのハードディスクドライブの空き容量
6. 当該パソコンにインストールされたブラウザの種類、バージョン
7. 当該パソコンにインストールされたメールソフトの種類、バージョン
8. 当該パソコンに搭載されたCPUの種類、動作周波数
9. 当該パソコンに搭載されたメモリ容量
10. ルータの有無
11. Windowsファイアーウォールの有効・無効

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2011年9月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2011年11月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（適用期日）

1. この改正規約は、2011年12月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2012年1月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。

3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年6月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2012年8月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の1ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年9月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2012年9月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年2月1日から適用します。

2. この改正本契約条項適用の日から2014年3月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年4月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2014年6月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年4月9日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年7月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2014年9月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。

3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年10月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2014年10月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年11月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2015年1月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、
3. この規定に関わらず、その支払を要しません。
4. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年2月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2015年3月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年4月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2015年5月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年6月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2015年8月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年7月29日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年9月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2015年10月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年11月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2016年1月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年2月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2016年3月31日までの間において、au one netの申込みをした者

は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。

3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年4月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2016年5月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年6月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2016年8月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、な

お従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年9月1日から適用します。
2. この改正本契約条項適用の日から2016年10月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年1月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年3月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その

申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。

3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年5月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の2ヶ月後の料金月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2017年4月11日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年8月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わら

ず、その支払を要しません。

3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年9月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年11月30日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、な

お従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年12月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2018年3月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2018年5月31日までの間において、au one netの申込みをした者は、その申込みと同時に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、この規定に関わらず、その支払を要しません。
3. この改正本契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正本契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2018年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日以降に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、その支払を要しません。ただし、この取扱いは、この改正規約に規定する1の契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2019年3月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2020年3月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2020年3月31日までの間において、本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、その支払を要しません。ただし、この取扱いは、この改正規約に規定する1の契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2020年3月25日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2021年3月1日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2021年6月1日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2022年4月1日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2023年3月1日から適用します。

附則

(適用期日)

この改正規約は、2023年4月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2023年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2023年11月30日までの間において、本サービスの申込みをし、その承諾

を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、その支払を要しません。ただし、この取扱いは、この改正規約に規定する1の契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。

3. この改正契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2023年12月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から当社が別途定める日までの間において、本サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、本サービスの利用開始日から利用開始日の属する料金月の翌月までの間における本サービスの利用料について、その支払を要しません。ただし、この取扱いは、この利用改正規約適用の先後にかかわらず、この改正規約に規定する1の契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。本サービスを解約し、同一の回線契約について、再度本サービスの申込みをし、その承諾を受けた場合であっても、この取り扱いは適用されません。
3. この改正契約条項実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正契約条項実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。